

育児休業、介護休業及び子の看護のための休暇に関する協定書  
(吉田事業場)

京都大学（以下「大学」という。）と過半数代表 小田 滋晃 は、京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程、京都大学有期雇用教職員就業規則及び京都大学時間雇用教職員就業規則に基づき、育児休業、介護休業及び子の看護のための休暇に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる教職員）

第1条 大学は、次の教職員から育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 育児休業申出があった日の翌日から1年以内に退職することが明らかな教職員
- 二 育児休業により養育しようとする子を教職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該教職員

（育児休業の申出を拒むことができる有期雇用教職員）

第2条 大学は、次の有期雇用教職員から育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 育児休業申出があった日の翌日から1年以内に退職することが明らかな有期雇用教職員
- 二 育児休業により養育しようとする子を教職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該有期雇用教職員

（育児休業の申出を拒むことができる時間雇用教職員）

第3条 大学は、次の時間雇用教職員から育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 育児休業申出があった日の翌日から1年以内に退職することが明らかな時間雇用教職員
  - 二 育児休業により養育しようとする子を教職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該時間雇用教職員
  - 三 一週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員
- 2 育児休業中に前項第3号に該当することとなった場合は、育児休業を取り消すこととする。

(育児部分休業及び育児早退休業の申出を拒むことができる教職員)

第4条 大学は、次の教職員から育児部分休業及び育児早退休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 育児部分休業及び育児早退休業により養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業をしている教職員
- 二 前号に掲げる教職員のほか、育児部分休業及び育児早退休業をしようとする時間において、育児部分休業及び育児早退休業により養育しようとする子を教職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該教職員

(育児部分休業及び育児早退休業の申出を拒むことができる有期雇用教職員)

第5条 大学は、次の有期雇用教職員から育児部分休業及び育児早退休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 育児部分休業及び育児早退休業により養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業をしている有期雇用教職員
- 二 前号に掲げる有期雇用教職員のほか、育児部分休業及び育児早退休業をしようとする時間において、育児部分休業及び育児早退休業により養育しようとする子を有期雇用教職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該有期雇用教職員
- 三 採用後、引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員

(育児部分休業の申出を拒むことができる時間雇用教職員)

第6条 大学は、次の時間雇用教職員から育児部分休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 育児部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業をしている時間雇用教職員
  - 二 前号に掲げる時間雇用教職員のほか、育児部分休業をしようとする時間において、育児部分休業により養育しようとする子を時間雇用教職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該時間雇用教職員
  - 三 採用後、引き続き雇用された期間が1年に満たない時間雇用教職員
  - 四 一週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員
- 2 育児部分休業中に前項第4号に該当することとなった場合は、育児部分休業を取り消すこととする。

(介護休業の申出を拒むことができる教職員)

第7条 大学は、次の教職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 採用後、引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員
- 二 介護休業を申出する日の翌日から93日以内に退職することが明らかな教職員

(介護休業の申出を拒むことができる時間雇用教職員)

第8条 大学は、一週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 2 介護休業中に前項に該当することとなった場合は、介護休業を取り消すこととする。

(介護部分休業の申出を拒むことができる教職員)

第9条 第7条第1号の規定は、介護部分休業について準用する。

(介護部分休業の申出を拒むことができる有期雇用教職員)

第10条 大学は、採用後、引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員から介護部分休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(介護部分休業の申出を拒むことができる時間雇用教職員)

第11条 大学は、次の時間雇用教職員から介護部分休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 採用後、引き続き雇用された期間が1年に満たない時間雇用教職員
  - 二 一週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員
- 2 介護部分休業中に前項第2号に該当することとなった場合は、介護部分休業を取り消すこととする。

(子の看護のための休暇の申出を拒むことができる有期雇用教職員)

第12条 大学は、6月未満の雇用期間が定められている有期雇用教職員であって、採用後、引き続き雇用された期間が6月に満たない有期雇用教職員から子の看護のための休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(子の看護のための休暇の申出を拒むことができる時間雇用教職員)

第13条 大学は、次の時間雇用教職員から子の看護のための休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 6月末満の雇用期間が定められている時間雇用教職員であって、採用後、引き続き雇用された期間が6月に満たない時間雇用教職員
  - 二 一週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員
- 2 雇用期間中に前項第2号に該当することとなった場合は、子の看護のための休暇を取り消すこととする。

(教職員への通知)

第14条 大学は、第1条から前条のいずれかの規定により教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員の申出を拒むときは、その旨を教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員に通知するものとする。

(育児休業の終了)

第15条 育児休業により養育している子を教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合には、その教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員の育児休業は、その事由が生じた日から2週間以内であって大学が指定した日に終了するものとする。

2 前項の事由が生じたときは、教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員は原則としてその事由が発生した日にその旨を大学に通知しなければならない。

(育児部分休業及び育児早退休業の終了)

第16条 育児部分休業及び育児早退休業により養育している子について、当該子を養育している教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員の配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業をすることとなった場合及び育児部分休業及び育児早退休業をしている時間において教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員以外の当該子の親が養育することができることとなった場合には、その教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員の育児部分休業及び育児早退休業は、その事由が生じた日から2週間以内であって大学が指定した日に終了するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

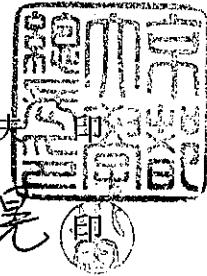
(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。但し、有効期間満了の一箇月前までに、劳使いずれからも申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成19年3月30日

国立大学法人京都大学総長

尾 池 和 夫



国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表、田 洋光

